

平成29年度 西京区センサーライト支給希望団体の募集について

西京区では、平成28年3月に策定した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、「地域の絆で安心安全なまち西京」を目指す区民の皆様の防犯のための自主的な環境整備活動を支援している。

この支援の一環として、まちを明るくして犯罪抑止効果の高い環境づくりのため、センサーライトの支給を希望する自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）を下記のとおり募集する。

記

1 対象となる自治会等

次に掲げる要件を全て満たす西京区内の自治会等とする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約及び代表者を決めていること。

2 申請台数

1自治会等につき5台まで

ただし、予算の範囲内での支給（支給予定総数：100台）

3 申請方法

(1) 申請受付期間

平成29年9月11日（月）から平成29年10月20日（金）まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、閉庁日を除く。）

(2) 申請場所

西京区役所地域力推進室まちづくり推進担当
洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

(3) 提出書類

- ア センサーライト支給申請書（様式1）
- イ 設置場所の分かる地図及び現況写真
- ウ センサーライトの設置に関する承諾書（様式2）
- エ 自治会等の規約及び役員名簿

4 申請に際する注意事項

- (1) 設置場所については、原則として街灯のない路地や私道等、不特定多数の方が通行・利用する暗い場所とし、私的利用に資するものは対象外とする。

- (2) 支給は予算の範囲内とし、犯罪防止の効果が高いと想定される箇所を優先的に選定する。
- (3) 設置予定箇所の建物及び工作物等の管理者から、承諾（または許可）を得ていること。

5 支給の決定

- (1) 申請者及び支給物品の数量等は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」西京区推進協議会の意見を聴いたうえ、予算の範囲内で西京区長が決定する。
- (2) 交付・不交付の決定等については、センサーライト支給決定通知書（様式3）、または、センサーライト支給不交付通知書（様式4）により申請者に通知する。

6 支給後の注意事項

支給を受けた自治会等は、次に掲げる事項を順守すること。

- (1) 平成30年3月31日までに設置を完了のうえ、センサーライト設置完了報告書（様式5）を提出すること。
- (2) センサーライトの設置及び維持管理に係る費用（充電電池の交換を含む。）については、申請者が負担すること。
- (3) センサーライトは設置完了日から少なくとも3年間、盗難、破損等のないよう維持管理に努めること。
- (4) 当該センサーライトが盗難等を受けた場合は、速やかに警察に被害届を提出するとともに、センサーライト盗難等報告書（様式6）を提出すること。
- (5) センサーライトの目的外使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないこと。

7 問合せ先

西京区役所地域力推進室まちづくり推進担当

電話 075-381-7197

洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

電話 075-332-9318